

## 第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容



## 第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

### 4.1 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」の「別記 事業別の配慮事項 10 開発行為等に係る事業」に掲げられている各配慮事項から、本博覧会の事業特性及び地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。また、選定した項目について、本博覧会で検討した計画段階配慮の内容を表 4.1-1 に記載しました。配慮の内容については、配慮市長意見書等を総合的に検討し、配慮書に示した計画段階配慮の内容を見直したものです。

表 4.1-1(1) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(1)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の設定に当たっては、旧上瀬谷通信施設地区南部を中心としました。また、「市民の森から続く多摩三浦丘陵」や「谷と丘が緩やかに連続するパノラマ」、「相沢川沿いの谷戸地形」などの自然環境ポテンシャルを生かすことにより、本博覧会としてふさわしい会場区域を確保する計画としました。</li> <li>会場整備に当たっては、「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」や「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」等の関連事業と連携し、既存の地形や水系、植生、会場周辺の景観や土地利用(瀬谷市民の森、農地等)を活かしつつ、本博覧会として必要となる催事、展示等の主要施設の配置を検討します。</li> <li>「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー型機器の導入、再生可能エネルギー設備等の導入について、計画段階から検討することにより温室効果ガスの排出抑制に努めます。</li> <li>このほか、横浜市中期4か年計画 2018～2021(平成30年11月)、横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月)、横浜市都市計画マスタープラン瀬谷区プラン(平成29年3月)、横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン(平成30年11月)、横浜市環境管理計画(平成30年11月)等の上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行います。</li> <li><u>対象事業実施区域の南東側周辺のまとまった緑地に生息する動物及び対象事業実施区域内に土地区画整理事業において保全対象種の生息環境として創出された水辺空間等に配慮し、会場内の施設配置や運営方法等について検討します。</u></li> </ul>

注1：下線部は「配慮書」からの追加・変更点

表 4.1-1(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(2)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画段階配慮書の作成を通じて対象事業実施区域周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めました。</li> <li>市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点等の現在の自然環境があることから、これらの自然特性を極力活かせるよう、本博覧会としてふさわしい会場区域を確保する計画としました。</li> </ul>
	(3)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事計画に当たっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。</li> <li><u>関連事業との調整を図り、建設機械の稼働や工事用車両の走行等について平準化を図るなど、工事に伴う環境負荷の低減に向けた対策を検討します。</u></li> </ul>
	(4)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業を実施する中で、土地の造成等により形質変更を行う範囲において、「土壌汚染対策法」に基づく適切な対策が講じられる予定です。</li> <li>「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。</li> </ul>
本事業に係る配慮事項	(5)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンインフラを実装することにより、対象事業実施区域全域において、ヒートアイランド現象の緩和に寄与する他、概念の普及や関連技術の発展に努めます。</li> <li>雨水の有効利用として、打ち水、植物への灌水、トイレ洗浄水としての活用などを行い、健全な水循環の創出に努めます。</li> </ul>
	(6)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>植物展示に際しては、種子等の拡散を抑制するとともに、海外から導入する植物は適正な植物検疫を経た個体に限定することで、想定外の移入を防止するなど、生物多様性の保全に努めます。</li> <li><u>海外から導入する植物が適切に取り扱われるよう、植物検疫に関するガイドラインを策定し、事前に参加国へ周知徹底します。</u></li> <li>植物展示を除く会場全般の緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用により、生物の生育生息環境の確保に努めます。</li> <li>植物展示や会場全般の緑化を通じて、本博覧会開催中における生物多様性の保全と創出に努めるほか、本博覧会開催後に残る施設や植生においては、(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の計画と連携しながら、樹林地や四季折々の草花が楽しめる広場や庭園、<u>土地区画整理事業において保全対象種の生息環境として創出された水辺空間等の保全に努めます。</u></li> </ul>

注1：下線部は「配慮書」からの追加・変更点

表 4.1-1(3) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(7)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討します。</li> <li>・導入した省エネ、再エネ設備については、エネルギーマネジメントシステムを用いた最適な運用に努め、会場全体としてエネルギー消費量の最小化を図ります。</li> <li>・植物や食料残渣等の廃棄物のたい肥化や、それら廃棄物からのメタン・エタノールなどのエネルギーの創出など資源の循環・再利用を検討します。</li> <li>・本博覧会開催中の電力については、再生可能エネルギー100%とすることを目標に、地域や地方で生み出されるエネルギーの積極的活用とともに、太陽光発電システム等の活用による「創エネ」も検討します。</li> </ul>
	(8)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図ります。</li> <li>・本博覧会開催中の電力については、再生可能エネルギー100%とすることを目標に、地域や地方で生み出されるエネルギーの積極的活用とともに、太陽光発電システム等の活用による「創エネ」も検討します。</li> </ul>
	(9)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣駅等からのシャトルバス輸送によるアクセス性の向上等、公共交通機関の利用を促進した輸送計画を検討します。</li> <li>・会場に隣接する駐車場は、環境配慮型の車両（EV、FCV）を優先し、充電ステーション等を設置するなど、ゼロカーボンの実現に向けた取組の導入を検討します。</li> </ul>
	(10)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本博覧会で整備する仮設施設においては、工事期間の短縮や資材の再利用等を通じて温室効果ガス排出抑制に努めます。</li> <li>・省エネルギー型機器を導入し、本博覧会期間中の温室効果ガス排出量の抑制に努めます。</li> <li>・会場の建設や本博覧会終了後の施設解体においては、低燃費型の建設機械の採用に努めます。</li> </ul>
	(11)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場や管理用通路及び園路等は、透水性舗装、保水性舗装や遮熱性舗装の導入等によりヒートアイランド現象の抑制に配慮した会場整備に努めます。</li> <li>・建物等については、壁面や屋上の緑化等のヒートアイランド現象の抑制策を検討します。</li> </ul>
	(12)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相沢川や和泉川源流から連続する平坦で広大な草地等、上瀬谷ならではの景観構成要素を活かした会場整備を検討します。</li> <li>・建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等は、本博覧会の主役である花・みどりや農の営みを生き生きと美しく見せる観点及び風景との調和を重視して検討します。</li> </ul>

表 4.1-1(4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容	
本事業に係る配慮事項	(13)	大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において建物に地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>本博覧会では地下空間を設けることを想定していないため、非選定とします。</li> </ul>
	(14)	駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域交通など多方面からの交通を分散させるよう、駐車場の適切な配置や整備に努めるとともに、歩行者の安全等も確保します。また、環境配慮型の車両（EV、FCV）のための充電ステーション等の設置を検討します。</li> <li>会場から 10km 圏内の公共用地や公共駐車場などを活用して会場外駐車場を設置し、シャトルバスで会場に行く「パークアンドライド」システムの導入により、周辺道路への交通集中の回避に努めます。</li> </ul>
	(15)	風害、光害、日照障害等の影響を少なくする。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>光害対策として、「光害対策ガイドライン（環境省）」等を踏まえ、周辺に会場内の光が漏れない措置を講じる等の悪影響を及ぼさない照明計画を検討します。</li> <li>なお、現段階では風害や日照障害を起こす施設は想定していません。</li> </ul>
	(16)	地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>本博覧会による史跡・文化財、地域の住民に親しまれた施設の消滅・移転はありません。</li> <li>本博覧会では市民、民間企業、大学等の教育機関、行政など多様な主体が連携し、多様な機能を持つグリーンインフラの維持管理やレクリエーション等を通じて各自が積極的に関わるグリーンコミュニティの形成を目指します。</li> </ul>
	(17)	雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>本博覧会の会場整備に際しては、雨水浸透施設の設置などグリーンインフラの整備を通じて地下水涵養機能の保全を図ります。</li> <li>駐車場や管理用通路及び園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した会場整備に努めます。</li> </ul>

表 4.1-1(5) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(18) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場整備に当たって、コンクリート廃材などの建設廃棄物の発生抑制、減量化及び仮施設におけるリース対応等により、資源の循環的な利用に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理します。</li> <li>・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組みを推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。</li> <li>・建設発生土は、場内再利用に努めます。</li> <li>・植物や食料残渣等の廃棄物のたい肥化や、それら廃棄物からのメタン・エタノールなどのエネルギーの創出など資源の循環・再利用を検討します。</li> <li>・来場者に対して、開催中における廃棄物等の発生抑制を促すような取組を検討します。</li> </ul>

## 4.2 環境情報の概要

### 4.2.1 配慮書の縦覧等

本博覧会の配慮書は、令和3年4月5日に公告され、同日から令和3年4月19日までの15日間、縦覧されました。

配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表4.2-1に示すとおりです。

表 4.2-1 配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所

縦覧期間	令和3年4月5日～令和3年4月19日（15日間）
縦覧対象区	旭区、瀬谷区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 旭区役所 区政推進課 広報相談係 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

#### 4.2.2 環境情報の概要

配慮書に対し、1通の環境情報の提供がありました。環境情報提供書の概要は表 4.2-2 に示すとおりです。

表 4.2-2 環境情報提供書の概要

項目	環境の保全に関する情報	事業者の見解
土 壌 汚 染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌汚染対策が周知・勘案されていないため、検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業を実施する中で、土地の造成等により形質変更を行う範囲において、「土壌汚染対策法」に基づく適切な対策が講じられる予定です。</li> <li>・ 本博覧会において、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる予定はありませんが、対応が必要な場合には関係法令等を遵守して適切な対策を講じます。</li> </ul>
グ リ ー ン イン フラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 花博の実施自体がグリーンインフラの破壊行為であるため、反対である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に、国際的な機関の承認を得て開催されるものです。本博覧会は、グリーンインフラなど、新たな価値観とともに「環境と共に生きる」知恵・行動を世界に伝播させていくものであり、緑や自然環境を一層尊重するものへと意識を変革していく契機になると考えています。</li> </ul>
景 観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 花博の実施、新都市交通の敷設、海軍道路の桜並木の伐採は、緑あふれる風景や街の個性を破壊することであるため、反対である。</li> <li>・ 海軍道路の桜並木、上瀬谷通信施設跡地の豊かな緑の風景は、横浜市民に親しまれた文化財であるため、海軍道路の桜並木の伐採及び花博の誘致に反対である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大都市近郊でありながら豊かな自然が残り、地域で農の営みや人々の交流が脈々と受け継がれた上瀬谷の地は、高いポテンシャルを秘めた貴重な財産であり、緑あふれる風景など緑と融合した都市のモデルを国内外に発信するにふさわしい舞台であると考えます。</li> </ul>



### 4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

本博覧会の配慮書に対する、横浜市環境影響評価条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの配慮市長意見書の送付を、令和 3 年 5 月 24 日に受けました。

配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 4.3-1 に示すとおりです。

また、配慮市長意見及び事業者の見解は、表 4.3-2 に示すとおりです。

表 4.3-1 配慮市長意見書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和 3 年 6 月 4 日～令和 3 年 6 月 18 日（15 日間）
縦覧対象区	旭区、瀬谷区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 旭区役所 区政推進課 広報相談係 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

表 4.3-2(1) 配慮市長意見の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
1 全般的事項	(1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとしている事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。	・配慮事項に対する配慮の内容について、現時点での検討状況を方法書に記載しました（例：2.3.2 対象事業の計画 (2)会場区域 1)会場構成の考え方 p.2-10～11 等）。配慮の内容については、適切に事業計画に反映していきます。
	(2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。	・事業の進捗に合わせ、横浜市の最新の計画等と整合を図るとともに、適時、適切な配慮内容となるよう努めます。
	(3) 関連する「（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」や「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業」、「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」と工事期間が重複することから、これら関連事業と調整を図り、工事による環境負荷の低減に向けた対策を検討してください。また、工事期間の重複について、4 事業の事業スケジュールの詳細を分かりやすく方法書に記載してください。	・本博覧会の工事工程と併せて、関連する「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」、「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業」、「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の工事工程を方法書に記載しました（2.4.2 工事工程 p.2-22～23）。 ・また、工事に伴う環境負荷を低減するため、建設機械の稼働や工事用車両の走行等について平準化を図るなど、今後関連事業との調整を行いながら検討していきます（2.4.2 工事工程 p.2-22）。
	(4) 今後、（仮称）博覧会協会への承継が予定されていることから、承継するにあたっては、配慮の内容等を確実に引き継いでください。	・横浜市から本博覧会協会への承継にあたって、配慮の内容等を確実に引き継ぎました。また、このことについて方法書に記載しました（2.1 対象事業の概要 p.2-1）。

注 1：「事業者の見解」に記載したページ番号は、方法書におけるページを示します。

表 4.3-2(2) 配慮市長意見の内容及び事業者の見解

	項目	意見の内容	事業者の見解
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮 【配慮事項(1)】	計画区域の南東側周辺のまとまった緑地に生息する動物及び計画区域内に整備される生物の生息空間への影響を少なくするため、会場内の施設配置については、人と自然との距離を確保するように検討してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の南東側周辺のまとまった緑地等の隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮することとし、音響設備や照明についても、周辺環境に配慮した適切な運営ルールを設定を検討する旨を方法書に記載しました(2.3.2 対象事業の計画 (2)会場区域 1)会場構成の考え方 2)会場区域を構成する施設等 p.2-10~12)。</li> </ul>
	(2) 緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造 【配慮事項(6)】	海外から導入する植物については、拡散すると既存の生態系への大きな影響が危惧されることから、植物展示に際しての慎重な取扱いを十分に検討してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外から導入する植物については、拡散による既存の生態系への影響が出ないように、植物展示に際しては慎重な取扱いをする旨を方法書に記載しました(2.3.4 植栽地管理計画 p.2-18)。</li> <li>植物検疫に関するガイドラインを作成し参加国へ配布することにより、周知徹底を図ります(2.3.4 植栽地管理計画 (2)検疫 p.2-18)。</li> </ul>
	(3) 交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮 【配慮事項(14)】	<p>ア 非常に多くの来場者が想定されることから、交通分担率や駐車場の収容台数など、交通計画の詳細を方法書以降の図書に記載してください。</p> <p>イ 交通集中の回避に寄与する「パーク&amp;ライド」システムを積極的に活用するとともに、シャトルバスの運行計画などを踏まえ、適切な環境影響評価を行ってください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の収容台数など交通計画の詳細については、現計画段階における想定に基づいて記載しました(2.3.3 輸送計画 p.2-15~16)。</li> <li>交通分担率については、交通計画の進捗を踏まえ、準備書で記載します。</li> <li>「パークアンドライド」システムの積極的な活用やシャトルバスの適切な運行計画を検討します(2.3.3 輸送計画 p.2-15~16)。</li> <li>準備書においては、「パークアンドライド」システムの積極的な活用やシャトルバスの運行計画を踏まえ、適切な環境影響評価を行います。</li> </ul>

注1:「事業者の見解」に記載したページ番号は、方法書におけるページを示します。